

お知らせ

借金問題は解決できます

借金を返すために、他の金融業者から借り入れて返済する行為を繰り返すと、ますます借金がふくらみ多重債務に陥ります。

多重債務に陥ると、個人の知恵や努力だけでは解決はきわめて困難です。借金問題で困った場合は、信用できる専門機関へ相談することが非常に大切です。

市消費生活センターでは、借金問題や多重債務に関する相談を受け付けています。また、市内には、多くの弁護士や司法書士事務所があり、法律の専門家による相談も受けやすくなっています。

早めの相談が、より良い解決につながりますので、お気軽にご相談ください。

市消費生活センター(2階) ☎0994-311169



農地法等の許可申請手続きに関する受付締切日を変更します

売買・転用・貸借など農地の権利移動を行うための、農地法等の許可申請手続きに関する毎月の受付締切日を、4月受付分から毎月10日(10日が閉庁日の場合は、その直後の閉庁日)に変更します。

農委員会事務局 ☎0994-311131

公共下水道整備に伴う供用開始区域の縦覧のお知らせ

市では、現在地域ごとに公共下水道の整備を行っています。公共下水道工事が終了した地域の土地所有者等には、翌年度から受益者負担金又は受益者分担金の納入をお願いすることになっていきます。

そこで、平成23年度の整備済対象地域の土地について下水道法第9条の規定により縦覧しますので、お知らせします。

なお、対象となる地域の土地所有者には、4月に土地所有者等申告書を送付するとともに、

もに受益者負担金等の説明会の開催を予定しています。詳しくは、お問い合わせください。

縦覧期間 3月16日(金)～30日(金)

縦覧場所 市分庁舎2階下水道課内

市上下水道部下水道課 ☎0994-311133



第9回特別弔慰金の請求はお済みですか

対象者 平成17年4月1日から平成21年3月31日までの間に、恩給法による公務扶助料や遺族年金等の年金給付を受けていた人、戦没者等の妻や父母等が亡くなるなどして、平成21年4月1日現在、これらの年金給付を受けた人が誰もいなくなった遺族

※遺族とは、戦没者等の死亡当時に既に生まれている戦没者等の三親等以内の親族ですが、法律により支給順位が定められています。

いる場合は、土地価格を5%割引、複数区画購入の人は10%割引するほか、外構工事費として土地価格の10%相当額を助成する特典も設けています。

分譲地 ○販売区画数 28区画(土地のみ)

土地分譲価格 317万円～493万円

土地面積 209.88㎡～345.08㎡(63.48坪～104.38坪)

県住宅供給公社企画分譲課 ☎0994-2267833

平成24年度田崎多目的運動広場の利用日程調整会議を開催

6月から平成25年3月までの期間に、田崎多目的運動広場で大会等を予定している団体等の「利用日程調整会議」を開催します。

日時 3月22日(木) 18時

場所 田崎地区学習センター

留意事項 ○原則として、利用日程調整会議に参加した団体等を優

催し

「メタボリックシンドローム予防講演会」を開催

日時 3月12日(月) 10時～11時

場所 市保健相談センター

内容 講演、健康相談会、体脂肪率及び腹囲測定

講師 吉武裕氏(鹿屋体

市保健相談センター ☎0994-412110

リナシティかのや情報プラザパソコン講座受講生を募集

Table with columns: No., 講座名(時間), 期日, 応募期限, 料金. Lists various PC courses and their details.

Table with columns: No., 講座名(時間), 期日, 応募期限, 料金. Lists various PC courses and their details.

●定員 各コース15人 (No.1=定員なし、No.3・4・8・14・17・19=12人)

●受講時間 午前=9:00～12:00 午後=13:30～16:30 夜間=19:00～21:00

●募集方法 来所、ハガキ又はFAXでご応募ください。 ☎0994-35-1002 FAX 0994-43-0744

昨年10月からの「子ども手当」申請はお済みですか?

子ども手当の申請がお済みでない人は、3月31日(土)までに必ず申請してください!!

- 平成23年10月からの子ども手当を受け取るためには平成23年10月より前に子ども手当を受け取っていた人も含め、対象の子どもの持っ人は、申請を行う必要があります。

- 申請に必要なもの ○主に生計を維持している人の保険証 ○主に生計を維持している人の預金通帳又はキャッシュカード ○印鑑(認印可) ○子どもが市外で別居している場合、子どもの住所地の市町村が発行する世帯全員の住民票

ご注意ください! 次の人は、申請した月の翌月分からの支給となります。 異動日から15日以内に申請をしてください。 ●10月以降に他の市町村から転入した人 ●10月以降に子どもが生まれた人

市子育て支援課(1階16番窓口) ☎0994-43-2111 内線3143